

平成27年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第18日（平成27年 3月19日 木曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 議案第6号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」から議案第36号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」までの議案31件並びに今3月会議で付託した陳情2件の審査結果について（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 議員派遣について

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 田中耕之郎君 | 2番 | 岡本詠君 |
| 3番 | 細川博史君 | 4番 | 前田晃君 |
| 5番 | 浅尾公厚君 | 6番 | 森一美君 |
| 7番 | 小川豊治君 | 8番 | 西原強志君 |
| 9番 | 永野裕夫君 | 10番 | 岡崎宣男君 |
| 11番 | 仲田強君 | 12番 | 武藤清君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|--------|------|------|
| 議会事務局長 | 山下毅君 | 局長補佐 | 東博之君 |
| 議事係長 | 池正澄君 | 主事 | 坂本壮君 |
| 主事補 | 公文愛里沙君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                              |         |                            |         |
|------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                          | 泥谷 光信 君 | 副 市 長                      | 磯脇 堂三 君 |
| 会 計 管 理 者<br>兼 会 計 課 長       | 黒原 一寿 君 | 税 務 課 長 兼<br>固 定 資 産 評 価 員 | 野村 仁美 君 |
| 企 画 財 政 課 長                  | 早川 聡 君  | 総 務 課 長                    | 木下 司 君  |
| 危 機 管 理 課 長                  | 横畠 浩治 君 | 消 防 長                      | 田村 光浩 君 |
| 消 防 署 長                      | 上原 由隆 君 | 健 康 推 進 課 長                | 戎井 大城 君 |
| 福 祉 事 務 所 長                  | 徳井 直之 君 | 市 民 課 長                    | 岡田 敦浩 君 |
| 環 境 課 長 兼<br>清 掃 管 理 事 務 所 長 | 坂本 和也 君 | ま ち づ く り 対 策 課 長          | 横山 周次 君 |
| 産 業 振 興 課 長                  | 二宮 真弓 君 | 産 業 基 盤 課 長                | 文野 喜文 君 |
| 水 道 課 長                      | 田村 和彦 君 | じ ん け ん 課 長                | 田村 善和 君 |
| し お さ い 園 長                  | 中島 東洋 君 | 収 納 推 進 課 長                | 倉松 克臣 君 |
| 教 育 委 員 長                    | 竹田 陽 君  | 教 育 長                      | 弘田 浩三 君 |
| 学 校 教 育 課 長                  | 山本 豊 君  | 生 涯 学 習 課 長                | 中山 優 君  |
| 教 育 セ ン タ ー 所 長 補 佐          | 萬 知栄 君  | 選 挙 管 理 委 員 会<br>事 務 局 長   | 沖 比呂志 君 |
| 監 査 委 員 事 務 局 長              | 小松 高志 君 |                            |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（永野裕夫君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成27年土佐清水市議会定例会3月会議第18日目の会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時15分 再 開

○議長（永野裕夫君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今、市長から議案第36号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第10号）について」が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議案第36号を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第36号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(議案朗読)

○議長(永野裕夫君) 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) ただ今、ご提案いたしました議案第36号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第10号)について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案件は、現在、学校教育課で実施中であり清水小学校改築基本設計及び実施設計業務委託におきまして、年度内の業務完了が見込めないことにより、地方自治法第213条第1項に基づき、翌年度に繰り越して使用できる経費、繰越明許費の限度額を設定するもので、既定の予算額の増減はありません。

この繰越明許費につきましては、例年3月の補正予算で設定しており、本年も既に12月会議の補正予算で1件、また、本会議に提出しております議案第6号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号)」では、16件分を設定しているところですが、追加して提案するものであります。どうか本件につきましてよろしくご審議をいただき、適切なるご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(永野裕夫君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

議案第36号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第36号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号については、委員会付託を省略いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時17分 休 憩

午前10時32分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第6号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号)について」から議案第36号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第10号)について」までの議案31件並びに今3月会議で付託をした陳情2件の審査結果についてを一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 小川豊治君。

(予算決算常任委員会委員長 小川豊治君登壇)

○予算決算常任委員会委員長(小川豊治君) 皆さん、おはようございます。

予算決算常任委員会の審査経過の概要と結果についてご報告いたします。

平成27年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第6号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号)について」

(1) 歳入については、特に意見もなく、了承いたしました。

(2) 歳出中、2款1項14目 土佐清水市医師確保推進事業(地方創生先行型)について、委員より実際に来ていただける医師がいれば、どのような対策を行うのか、今後の見通しについて説明を求めました。

執行部によりますと、市街地以外は医療機関が無く、無医地区となっているため、各地区の診療所等で開業していただける医師が現れたら、その支援を市が行う。

今回「地方創生事業」の活用によって医師を確保し、無医地区の解消につなげたいとのことであり、了承をいたしました。

同じく、歳出中、2款1項14目13節 委託料のうち、プレミアム付商品券発行事業について、委員より対象業者と内容等について説明を求めました。

執行部によりますと、取り扱ってもらえる事業所を小売業、飲食業、建設業、自動車整備業など、市内約500の全商工業者から募集し実施するもので、商品券購入の上限が1人5万円

程度を想定しており、プレミアム率は25%であるとのこと。

委員より、なるべく多くの事業所で取り扱っていただければ、その効果も上がると思うので、周知徹底をするようにとの意見が出されました。

これに対し、執行部より事業主体は商工会議所ではあるが、市としても協賛してもらえる事業所が多くなるよう、内容が決まり次第、新聞広告や広報誌などで十分な周知も行っていくとのことであり、了承をいたしました。

2、議案第10号「平成27年度土佐清水市一般会計予算について」

(1) 歳入については、特に意見もなく了承をいたしました。

(2) 歳出中、2款3項1目19節 通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る負担金について、委員より説明を求めました。

執行部によりますと、マイナンバー制度は、納税や年金、福祉、医療など、社会保障の情報を一元管理するためのもので、平成27年10月から12桁の個人番号が年齢を問わず、全ての国民に通知される。カードには4情報の氏名、住所、性別、生年月日が記載されることとなっており、平成28年1月から希望者が申請すれば、個人カードを無料で取得できる。

通知カードの作成及び発送の業務など関連事務を地方公共団体情報システム機構へ一括委任し、予算の財源は全額国庫からの負担金であるとのこと。

委員より、この制度は個人情報の流出や悪用される心配があり、国民の周知も不十分であるとの報道がある。制度の内容も含めて、周知徹底をとる意見が出されました。

これに対し、現段階では確かに周知は不十分であるが、今後、国から制度の周知等については指導が来るので、市としても順次、広報等による周知を図っていくとのことであり、了承いたしました。

同じく、5款2項2目19節 市産材使用住宅建築助成事業費補助金について、委員より実績と内容説明を求めました。

平成26年度の予算は20件を予定していたが、実績は現段階で7件の申請となっている。この実績をもとに、平成27年度当初予算の枠組みを勘案し、10件分の300万円としたとのこと。

関連で、委員より申請から交付までの手順について説明を求めました。

執行部によりますと、市内で伐採され、市内の製材所で製材された木材を使用した市内の建築業者の建築によることを条件に、市内に住宅を建てる施主が申請し、構造材の材積に応じて試算を行い、平成28年3月20日までに完成する住宅について、30万円を上限に施主へ補助するものであるとのこと。

また、木材が市内で伐採されたものであるかどうかの見きわめは、製材した製材所に証明書

を出していただくこととしているとのことであり、了承いたしました。

同じく、5款3項2目19節 清水サバ水揚げ促進事業費補助金について、委員より説明を求めました。

執行部によりますと、清水サバの安定的な水揚げを目的として、立て縄漁に使用する漁具の作成を外部に委託する仕組みづくりを行うもので、これにより漁業者の負担軽減や新規漁業者が単身でも立て縄漁を目指すことができ、後継者対策や地域の雇用につなげる。委託先は土佐清水市の立て縄組合であり、県が2分の1、市が6分の1の補助率で、個人負担額は3分の1となる。漁具の作成手数料補助は1鉢500円、40鉢で20人分を予定しているとのこと。委員より、この事業は漁業従事者の方々から大変喜ばれている。導入するに当たっては、立て縄漁を行っている漁業従事者の方からの要望もあってのことなのかとの意見が出されました。

執行部によりますと、サンゴ漁へのシフトにより、立て縄漁の人たちが減少している状況の中、サバの立て縄漁の準備作業が家族や高齢者ではなかなかできないとのことであったので、このような漁業者の声も聞きながら、今回、県主導で新設された事業であるとのことでありませう。

委員より、今後も引き続き、漁業者の方々へできる限りの支援を行うよう要請いたしました。

同じく、8款1項6目13節委託料のうち、木造住宅耐震戸別訪問等業務及び職員安否確認・参集システム構築業務について、委員より概要や内容説明を求めました。

執行部によりますと、木造住宅耐震戸別訪問等業務については、市内の全世帯を戸別訪問することにより、耐震診断実施の呼びかけや家具の転倒防止、耐震改修等補助金の紹介を行い、訪問に合わせて家族構成やその家族が逃げるべき避難場所等を把握するための地震対策シートというカルテ的なものを作成することとしているとのことであり、了承いたしました。

次に、職員安否確認・参集システム構築業務については、地震災害時には、電話回線が機能しないことも懸念されるため、災害時における職員の安否確認を携帯電話のメールで送受信を行い、災害対策本部の迅速な初動体制をつくることが目的であるとのこと。

委員より、東日本大震災の際には、携帯電話もつながらない状況もあったが、その点は大丈夫なのかとの意見が出されました。

これに対し、災害時の初期段階では、メールであれば、比較的連絡がとれると聞いている。複数の手段を持つことによって、職員の安否情報を把握する必要があるものと考えているとのことであり、了承いたしました。

同じく、8款1項6目19節 土砂災害危険箇所啓発費負担金について、委員より事業内容の説明を求めました。

執行部によりますと、高知県が県内全域の土砂災害危険箇所を県民に周知することを目的と

し、県と市町村連携のもと、県が策定した土砂災害の啓発に関する冊子と土砂災害危険箇所マップを県内全戸に配布するものである。土佐清水市内の住民には、啓発冊子と市内の土砂災害危険箇所のマップを県が一括で郵送し、その費用として本市が2分の1を負担するものであるとのこと。

委員より、市内には、地震による液状化の危険性がある箇所もあるように思うが、対策は考えているのかとの意見が出される。

執行部より、液状化の危険箇所については、現在、県のホームページで確認ができるが、市内の液状化が起こるとされる箇所については、今後、市の広報誌などにより周知徹底をすることであり、了承をいたしました。

このほか、全般的に委託料及び負担金については、その実績調査などを行い、状況把握に努め、事業成果の検証を行うよう要請をいたしました。

その他歳出については、特に意見もなく、了承いたしました。

3、議案第 7号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」
議案第 8号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について」

議案第 9号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について」

議案第11号「平成27年度土佐清水市水道事業会計予算について」

議案第12号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第13号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第14号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第15号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」

議案第16号「平成27年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」

議案第17号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」

以上、10件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました3月補正予算案及び平成27年度一般会計並びに特別会計当初予算案を慎重に審議をした結果、それぞれ原案のとおり全会一致にて可決いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、総務文教常任委員会の審査結果について報告を求めます。

委員長 仲田 強君。

(総務文教常任委員会委員長 仲田 強君登壇)

○総務文教常任委員会委員長(仲田 強君) おはようございます。

総務文教常任委員会審査経過の概要と結果報告をさせていただきます。

平成27年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第20号「土佐清水市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」

委員より、内容説明を求めました。

執行部によりますと、市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が平成25年9月6日に公布され、平成26年4月1日に施行となった。経過措置として平成26年度中に市町村の条例を制定しなさいという通達であり、今回、政令が改正されたことによる条例の一部改正であるとのこと。

委員より、県内ほとんどの市町村が平成26年3月の定例会で議決をしているとの意見が出されました。

執行部によりますと、消防長、消防署長をはじめ、政令改正の文書の確認が不十分であり、大変反省しているとのこと。

委員より、政令の公布に関連した市の条例改正については、今後二度とこのようなことのないよう、慎重に取り扱うよう要請いたしました。これに対し、執行部より消防本部に限らず、庁内各課に適正に措置するよう通知するとのことであり、了承いたしました。

議案第25号「土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、条例の一部改正に至った経過等について説明を求めました。

執行部によりますと、太陽光発電施設の設置管理条例では、地域活性化の推進などの業務をうたっているが、基金条例にはその文言がなく、一般会計へ繰り入れすることができない条例であった。企画財政課との協議を踏まえ、県との確認も行い、一般会計で使えるよう条例の一部改正を行うものであるとのこと。

委員より、今回の改正で一般会計での使用が可能となるとのことだが、基金がなくなった場合は、一般会計からの繰り入れは可能となるのかとの意見が出されました。

これに対して、執行部より再生可能エネルギー事業での借入限度額は2,000万円までと定めているとのことであり、了承いたしました。

議案第30号「土佐清水市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、教員住宅の利用状況等について説明を求めました。

説明によりますと、教員住宅は近年は教員による利用は行われておらず、一般の方が浦尻に

2世帯、下川口に1世帯が入居しているとのこと。家賃の滞納については、浦尻に入居している2世帯が長期にわたり滞納しており、随時、督促状も発行しているが、徴収しにくい状況にあるため、法的な対応も含めて検討すべきと思っているとのこと。

また、委員より、教員住宅のほとんどが老朽化していると思うが、今後、新たな使用許可は行わないのかとの意見が出され、これに対し、客観的に住める状態にあるのは足摺岬の教員住宅くらいであり、その他はシロアリによる食害等もあり、今後計画的に解体する方向で検討するとのことであり、了承いたしました。

議案第26号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第27号「土佐清水市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第28号「土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第29号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第31号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、5件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

次に、平成27年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました陳情第1号「中、高校生の創造的学力向上に資する陳情」について、その審査の概要と結果を報告いたします。

本件につきましては、陳情者の意見陳述を認め、陳情の趣旨、必要性や効果、その他参考となることについて説明を求めました。

陳情者によりますと、高知県全域の公立中学校・高等学校生徒等の学力向上を願い、図工等の学習に日本古来の文化である「折り紙」や「紙芝居」を導入することで、生徒の知恵や創意工夫により知的刺激の活性を促して、創作意欲の向上に資すること。また、美術授業においては、平面的に彫像を捉えるのではなく、直接彫像に触れることにより、立体的に知見、認識して図画描写を行い、個性的な人物等の描写を容易に可能なさしめるべきである。当該学校等の授業実施に際しては、正規授業または部外活動等の協議も含め、実施に至る全面的な協力をお願いしたいとのことであります。

執行部によりますと、折り紙は主に小学校の段階から授業に取り入れており、かなり親しんでいる状況である。中学校では、年間の美術の授業時間を学習指導要領に沿って編成しており、教職員も創意工夫をしながら授業を行っているので、本市においては一定美術教育に対する取り組みもできていると思うとのこと。

委員より、「本市においては、教職員は工夫をしながら子どもの目線で一生懸命取り組んでいるし、美術関係の授業も十分立派にやっている。」といった意見のほか、「折り紙や紙芝居を使用した触覚を通じて授業を行うということは、方法論であって、これはさまざまあるので、学校教育の中でこの方法論を統一するということはしないほうがよい、子どもの実態に合わせて、いろいろなやり方を先生が教えて、子どもの学力保障を行うべきである。」といった意見が出されました。

以上、陳情者の意見陳述、執行部の見解、委員の意見などを参考に慎重に審議を行い、採決の結果、本件については挙手なしにより不採択といたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件については、それぞれ原案のとおり可決、陳情については不採択といたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（永野裕夫君） 続いて、産業厚生常任委員会の審査結果について報告を求めます。

委員長 岡崎宣男君。

（産業厚生常任委員会委員長 岡崎宣男君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（岡崎宣男君） それでは、産業厚生常任委員会審査経過の概要と結果について報告をいたします。

平成27年土佐清水市議会定例会3月会議で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第22号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」

委員より、今回の条例改正により、保育所の指定管理の導入がいつでも可能となるが、今後の予定としてはどのように考えているのかとの質問が出されました。

これに対し、執行部としては、指定管理者を導入する場合、募集要項の制定や公募手続、指定管理者候補の選定作業に続き、議会の議決を経て指定管理者が決定する。その後も職員の採用や引き継ぎなどを行う必要があるため、最低でも1年間以上の期間を要する。このため、きらら清水保育園の指定管理者への移行予定としては、平成29年4月以降と考えているとのことであります。

また、指定管理者の公募に当たっては、全国的な規模で公募したいとのことであり、了承をいたしました。

議案第32号「土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）の制定について」であります。

委員より、計画案の概要について説明を求めました。

執行部の説明によりますと、この計画は老人福祉法及び介護保険法に基づき、3年ごとに事

業計画を一体的に定めるものとされており、平成26年度で見直しの時期を迎えることから、団塊の世代と言われる方々が75歳に達する平成37年度までの高齢者の動向や、介護需要などを踏まえて、中長期的視野に立ち平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とする計画であるとのことであります。

計画の基本理念であります「地域でいきいき あんしん 土佐清水」の実現を目指し、3つの基本目標と7つの基本施策を定めている。

全国的な少子高齢化の中で、本市においても高齢化率は全国水準よりも著しく高くなることが見込まれ、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で生活していけるように、高齢者一人一人の状態に応じて、予防・介護・医療・生活支援・住まいの5つの支援・サービスを一体的に提供し、地域のさまざまな支援・サービスを活用していく地域包括ケアシステムの構築が本市でも必要と考えている。そのために、5つの事項を重点的に取り組んでいくとのことであります。

委員より、今回の計画のポイントとなる点は、どういったものが挙げられるかとの意見が出され、これに対し、執行部より、これまで介護予防給付で実施していた要支援1、2の訪問介護、通所介護が今後は地域支援事業に移行されることとなる。

これにより、今後、介護予防・日常生活支援総合事業として、地域での支え合い活動や集いの場の継続的な広がりにより、住民が主体となって生きがいと健康づくりを推進していく。包括的支援事業として、地域ケア会議の充実や在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進を行っていく。任意事業として、家族介護支援事業の継続を行っていくとのことであります。

また、第1号被保険者の介護保険料について、月額基準額は4,850円となっており、これは第5期より630円減額となっている。さらに所得段階についても9段階と細分化されているとのことであり了承をいたしました。

3、議案第18号「土佐清水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」

議案第19号「土佐清水市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

議案第21号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第23号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第24号「土佐清水市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第33号「市道路線の廃止について」

議案第34号「市道路線の認定について」

以上7件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、採決の結果、それぞれ原案のとおり全員一致で可決いたしました。

続きまして、今3月会議で付託されました陳情の審査の概要と結果についてご報告をいたします。

陳情第2号「最新のロボット癌手術や画期的な抗癌剤等の地域への広報を求める陳情」であります。

本件につきましては、陳情者より意見陳述したいとの申し出があり、陳情の趣旨等の説明を受けた上で審査を行いました。

陳情者によりますと、手術支援ロボット「ダヴィンチ」を使ったダヴィンチ手術やがん治療薬「ナノマシーン」といった最新のがん関連の情報について、市が市民に広報するよう議会として働きかけをお願いしたいとのことでありました。

次に、執行部に対し、これらの現在の普及状況や安全性などについて説明を求めました。

執行部によりますと、まず、手術支援ロボット「ダヴィンチ」については、県内で導入されているのは高知大学医学部附属病院のみで操作できる医師もまだ3名である。保険診療の対象となる手術も前立腺がんの手術のみということで、これ以外のがんの手術を受ける患者は高額な負担が必要となる。これからも症例の積み重なってきて、安全性も高まり、保険診療の対象範囲も広がってくるのではないかと思われるが、現在のところ、発展途上の状況であるとのことであります。

一方、「ナノマシーン」については、今の段階でいつ保険診療の対象になるか、全くめどが立っていない。今後、期待されるテクノロジーであり、将来的に保険診療の対象となることで、安全性が確立されてくると思われるが、現時点では広く普及されている状況ではない。このため、いずれも安全性及び患者の高額な負担などを考えた場合、行政として責任を持って市民に対し、広報・発信することは難しいと考えているとのことであります。

採決の結果、本件につきましては、挙手なしにより不採択といたしました。よろしく申し上げます。

○議長（永野裕夫君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

ただ今より、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻りください。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、今3月会議で付託をした陳情の審査結果についてもあわせてお願いをいたします。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻りください。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、今3月会議で付託をした陳情の審査結果についてもあわせてお願いをいたします。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時12分 休 憩

午前11時41分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

4番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 私は、議案第22号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」に反対の立場で討論を行います。

4月から市街地の3園を統合したきらら清水保育園がスタートすることになっています。議

案第22号は、この新保育園の運営を指定管理者に移行できるようにするための条例の改正案ですが、次の点で問題があると思います。

1つ目は、本条例案が保育園への指定管理者の導入に道を開くものになっているということです。本市では、既に公民館や図書館などの公的施設に指定管理者を導入していますが、保育園への導入はこれらとは本質的に事情が異なっていると思います。それは保育活動が保育士と子ども的人間的なかわりの中で行われるため、保育士を取り巻く労働環境のあり方が保育の内容や質に大きな影響を及ぼすということです。

指定管理者を導入する一番の動機は、運営費、主に人件費を削減することですから、保育園に導入されれば、保育士のパート化や賃金などの労働条件の引き下げが行われる可能性が生じてきます。

労働条件の引き下げは、保育士の負担の増加とそれに伴う保育水準の低下を招きかねません。保育の質や水準を確保するためには、これまでのように市が保育園を運営すべきだと思います。

本条例案は、保育園への指定管理者の導入に道を開くものであり、賛成することはできません。

2つ目は、導入容認の本条例案についての説明が不足しているということです。本会議の質疑で、行政の責任者として、保育水準の低下の問題をどう認識するかを市長に質しましたが、これが質疑の範囲を超えるとして、市長は答弁を差し控えました。指定管理者の導入を前提にした条例案である以上、導入のメリットとデメリットを市長にはきちんと説明する責任があると思います。説明不足と言わざるを得ません。

3つ目は、本条例案が保育行政における市の責任を曖昧にしているということです。条例案の第1条では、旧条例の第1条に規定をされていた児童福祉法の第24条という文言が削除されています。児童福祉法の第24条、とりわけ1項は市町村の保育実施の責任を明示した規定であり、本条例の根拠ともなっている重要な条文でもあります。

本条例案は、第24条の文言を削除することで、保育行政における市の責任を曖昧にするものとなっています。

最後に、条例と規則の取り扱いについても疑問があります。旧条例の第3条には、7項目にわたる保育の実施基準が規定されていましたが、本条例案では、その7項目全てが削除され、理由として保育の必要性に関する規則で制定したことをあげています。

しかし、条例と規則の関係は条例のほうが規則より上位にあり、優先されるはずですが、条例がまだ決まっていなのに、規則で基準を制定したので、条例の条文を削除するというのは全く手順が逆ではないでしょうか。

条例と規則の取り扱いを誤っており、条例改正の理由づけも不適切だと思います。

以上の理由によりまして、議案第22号に対する反対の意思を表明しまして、反対討論を終わります。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第6号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算（第9号）について」を採決いたします。

議案第6号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成26年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

議案第7号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成26年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第2号）について」を採決いたします。

議案第8号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「平成26年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について」を採決いたします。

議案第9号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成27年度土佐清水市一般会計予算について」を採決いたします。

議案第10号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「平成27年度土佐清水市水道事業会計予算について」を採決いたします。

議案第11号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成27年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第12号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号「平成27年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

議案第13号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号「平成27年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」を採決いた

します。

議案第14号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号「平成27年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第15号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号「平成27年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第16号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号「平成27年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第17号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「土佐清水市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第18号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第19号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第20号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第21号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第22号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号「土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採

決いたします。

議案第 23 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 23 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「土佐清水市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 24 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 24 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立多数であります。

よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「土佐清水市再生可能エネルギー事業基金条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 25 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 25 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「土佐清水市長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 26 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 26 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号「土佐清水市特別職報酬等審議会の条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第 27 号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 27 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号「土佐清水市特別職退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第28号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第28号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第29号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第29号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「土佐清水市教職員住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第30号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第30号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号「土佐清水市立小学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第31号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第31号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号「土佐清水市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）の制定について」を採決いたします。

議案第32号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第32号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「市道路線の廃止について」を採決いたします。

議案第33号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「市道路線の認定について」を採決いたします。

議案第34号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「土佐清水市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第35号に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「平成26年度土佐清水市一般会計補正予算(第10号)について」を採決いたします。

議案第36号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、今3月会議で付託した陳情の審査結果について採決をいたします。

陳情第1号「中、高校生の創造的学力向上に資する陳情」の審査結果について採決いたしま

す。

陳情第1号に対する委員長の報告は、不採択であります。

陳情第1号について、これを採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立なしであります。

よって、陳情第1号は、不採択とすることに決しました。

次に、陳情第2号「最新のロボット癌手術や画期的な抗癌剤等の地域への広報を求める陳情」の審査結果について」を採決いたします。

陳情第2号に対する委員長の報告は、不採択であります。

陳情第2号について、これを採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立なしであります。

よって、陳情第2号は、不採択とすることに決しました。

この際、午食のため、午後1時10分まで休憩をいたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時10分 再 開

○議長(永野裕夫君) 休憩前に続いて会議を開きます。

この際、ご報告をいたします。

12番武藤 清君が所用のため、午後より欠席する旨、届け出がありましたので、報告をいたします。

ただ今、市議会議案第1号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第1号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会副委員長、岡本 詠君。

(議会運営委員会副委員長 岡本 詠君登壇)

○**議会運営委員会副委員長（岡本 詠君）** 市議会議案第1号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由を申し上げます。

改正内容として、まず1点目は、本年の1月会議において、市長提案の「土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について」が可決されたところであります。

このことにより、産業厚生常任委員会の所管する課名が本年4月1日より一部変更となることから、その旨、一部改正するものであります。

具体的には、産業振興課と産業基盤課を削り、農林水産課と観光商工課を追加するものであります。

2点目は、さきの国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律と合わせ、地方自治法が改正されたことにより、委員会審議等への出席説明の要求について規定する第20条中の教育委員会の委員長を、教育委員会の教育長に改めるものです。

なお、新教育長の任命までは、改正前の規定を適用する旨の経過措置を設けることとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○**議長（永野裕夫君）** 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第1号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（永野裕夫君）** 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（永野裕夫君）** ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第1号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第1号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（永野裕夫君）** 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第1号「土佐清水市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

市議会議案第1号について、原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(永野裕夫君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第2号「2017年4月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前田 晃君。

(4番 前田 晃君登壇)

○4番(前田 晃君) 市議会議案第2号「2017年4月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書」につきまして、提案理由の説明をいたします。

今、開かれています通常国会では、消費税法の附則18条3項、いわゆる景気条項を削除し、どんな経済状態であっても2017年4月には10%増税を実施する改定案が審議をされています。

マスコミの世論調査では、国民の5ないし6割が10%増税に反対と答えており、これ以上の増税はやめてほしいというのが国民の多数の声です。

年金の連続削減、医療費や社会保険料の負担増、連続する賃金の低下、円安による物価高、その上に消費税8%の増税で国民の負担と痛みは既に限界を超えています。

また、2017年には、経済がよくなって国民生活が消費税増税に耐えられるという保証もなく、むしろ一層の悪化さえ懸念されています。

消費税増税の理由は、社会保障のためと言われてきました。しかし、2015年度予算案は、

高齢者の医療費負担増、健康保険料の負担増、介護報酬の削減、年金の削減、生活保護費の削減など、ことごとく社会保障を後退させるものとなっています。

その一方で、史上最高の防衛費や大企業への大幅減税など、財政再建にも逆行するものとなっており、消費税増税の根拠は失われているといわざるを得ません。

消費税に頼らなくても、財源を確保する道はあります。それは、円安により莫大な利益を上げている輸出大企業や285兆円以上の内部留保をため込んでいる大企業と富裕層に応分の負担をさせることです。

きちんと所得の再分配を行うことで、経済を立ち直らせ、国民の命と暮らしを守るための財源は十分に確保できます。わずかな年金で食べるのが精いっぱいというお年寄り、仕事がない青年、低賃金で結婚も子育てもできないと嘆く若者たち、米価暴落で苦しむ農家、不振が続く漁業、売り上げの伸びない商店など、本市においても市民の暮らしも地場産業も地元経済も低迷を続けています。厳しい生活を強いられている本市市民の暮らしを守る上でも、また本市の産業、地域経済を元気にさせる上でも、10%増税は絶対に避けるべきです。

以上の理由によりまして、消費税10%増税の中止とともに、消費税法附則18条3項の削除の中止を求める意見書を採択していただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第2号について、質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号については、委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第2号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第2号「2017年4月の消費税率10%への再引き上げ中止を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第2号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 起立少数であります。

よって、市議会議案第2号は否決されました。

ただ今、市議会議案第3号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第3号を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第3号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

4番、前田 晃君。

（4番 前田 晃君登壇）

○4番（前田 晃君） 市議会議案第3号「最低賃金の大幅引き上げ」と「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書」につきまして、提案理由の説明をいたします。

今、労働者と国民の生活は、大変厳しい状況に置かれ、格差と貧困が大きく広がっています。その最大の要因は、労働者の賃金の低下と不安定雇用の拡大です。労働者の実質賃金は、物価上昇や消費税増税によって17カ月連続で減少しています。また、正規雇用が減少する一方で非正規雇用が増加し、いまや非正規雇用の労働者は2,000万人を超え、過去最高になっています。

しかも、その多くが年収200万円以下のワーキングプアで、その数も1,119万人と過去最高となりました。非正規雇用の増大は、格差と貧困を拡大させ、景気の底上げを停滞させています。

政府が掲げる「地方創生」を実現するためには、地方経済の底上げが必要不可欠です。都市

部と地方、正規と非正規の格差是正と最低賃金の引き上げによって、地方で働き暮らし続けられる制度づくりが求められています。現在の最低賃金は、全国平均780円、高知県は677円です。東京都の888円との賃金格差は211円で、年間では30万円を超える格差となります。この賃金格差が地方から都市部への人口流出の一因となっていることは否定できません。

既に、非正規労働者が家計の主たる生計者となっている現状から、最低賃金の引き上げと全国一律の最低賃金制度の制定は、待ったなしの状況になっています。

なお、最低賃金が引き上げられると、本市にあるような小さな会社は、賃金の支払いができないとか、経営が成り立たず、倒産してしまうと心配する声もあります。しかし、それは事業主が負担している社会保険料を軽減するなどの措置で解決することができます。

その軽減措置の財源は、大企業に蓄えられている285兆円の内部留保と大儲けをしている大企業から徴収する法人税で賄えます。きちんと所得の再分配を行うことが、やはり賃金問題を解決する上でも重要なかぎになっていると思います。

以上の理由によりまして、最低賃金の大幅引き上げと全国一律の最低賃金制度の制定を求める意見書の提出について、ぜひ賛同していただきたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（永野裕夫君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第3号について質疑の方はございませんか。

11番。

（11番 仲田 強君自席）

○11番（仲田 強君） 全国一律の最低賃金、高知市、高知県を含めて、高知県内の状況も含めた上で、その中で土佐清水がどの位置ぐらいにおるのかというのも鑑みたときに、今、最低賃金を底上げして、先ほど説明もありましたが、本市の企業の姿というか、大企業というようなこともないわけですし、100人以上を雇用しているところというのは、本当に土佐清水市にはありません。そういう中で、ほとんどが個人経営、また家庭内家族経営、そういう状況の中で、社会保障の構成も、それすらできていない事業所は多々あるわけです。

そして、市民の方々というのは、パート、パートを追いかけて、本当に2時間、3時間を1日2カ所、3カ所、多い方で3カ所ぐらい回って、そしてなされています。土佐清水は雇用の拡大、拡充というものを今、市挙げて、民間挙げて今、取り組んでおります。そういった中で既存の企業に際しても、活性化を図りながら、そういう雇用の場というものの拡充を図っている中で、この全国的な訴えというのは、土佐清水市の現状を認識したときに、どのように効

果があるのか、またどのような認識をなされているのかということを知りたいと思います。

○議長（永野裕夫君） 4番、前田 晃君。

（4番 前田 晃君自席）

○4番（前田 晃君） 全国一律の最低賃金は、地方の経済を活性化させる、これは大きな力になると、条件になるというふうに私は思っています。

確かに地方、先ほども言いましたけれども、清水のような企業の少ない、あっても小さいところでは、その賃金が、労働者の賃金が上がるということについては、なかなか経営上も難しい問題があるかもしれませんが、先ほど申しましたように、一般の企業については、社会保険料を3人以上雇用している会社は抛出をするということになってますので、その部分への国庫からの補助、何らかの財政的な援助があれば、地方のそういった小さな会社、企業でも賃金を最低賃金に見合う賃金保障ができるというふうに思っています。

パートであろうが、正規採用であろうが、最低賃金が上がるということになれば、地域の消費拡大にもつながりますし、それは経済効果は非常に高いものがあるというふうに私は思っています。

以上です。

○議長（永野裕夫君） 11番、仲田 強君。

（11番 仲田 強君自席）

○11番（仲田 強君） 議会内で土佐清水市の議会として議決し、提出するというそういう点から考えたときに、本当にもう少し現実的な土佐清水市の状況、先ほど、社会保障もそういう繰り出しで賄えるという話が、それは全国的にそういう話を通じる話かわかりませんが、先ほど言ったように社会保障も入れてない、また滞納している、そういう企業って結構あるんですね。そして、本当に3人でやっている。1人で11時、12時までで有限会社です。そういう方の社長も働いて、1人入れることすら躊躇している。雇用1人ふやすことすら、そういう現実の中で、今、賃金を全国一律に底上げするという。どこの基準を持って底上げするのかというのはわかりませんが、東京都に合わせるという意味ではないと思いますが、本当にひいても今の状況は決していいと思いません。賃金が。しかし、今、清水の現状の中で、本当にこれを本議会として採択すべきかどうかというのは、ちょっと疑問があるなと思いましたので、その認識を聞きました。答弁はいいです。

○議長（永野裕夫君） そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

市議会議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第3号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第3号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

1番、田中耕之郎君。

(1番 田中耕之郎君登壇)

○1番(田中耕之郎君) 皆さん、こんにちは。清友会の田中耕之郎です。

ただ今より、市議会議案第3号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書」に対して、反対討論を行わせていただきたいと思います。

全国一律といいますが、各都道府県の経済状況は異なります。例えば、厚生労働省の発表によりますと、平成27年1月の全国平均有効求人倍率は1.14倍になっていますが、高知県の同時期の有効求人倍率は0.83倍と1倍を下回った数値となっている。

本市においても、零細企業や個人事業主が大半を占めており、雇用を維持することが非常に困難となっている。そんな中で、賃金を強制的に上げるようなことを行えば、従来であれば5人雇っていたことも4人、3人と雇用を収縮する企業が出てくるのではないかと。大企業のように内部留保が豊富であれば話は変わりますが、本市の現状は皆様にご承知のことだと思います。

総務省統計局の経済センサス活動調査の発表によりますと、平成14年度本市では、卸売業、小売業、飲食業合計は387店であり、従業者数は1,225人となっている。

平成24年度には、合計商店数は247店、従業者数は850人まで減っている。10年間で合計商店数は140店減少し、従業者数は375人の減少となっている。今、最も求められていることは、雇用の場の維持・拡大であり、新規・既存経営者が活発に企業活動を行えるよう支援をしていくことではないでしょうか。

また、厚生労働省のホームページにも載っておりますが、最低賃金は誰がどのように決めていくのか。厚生労働省のホームページの発表によりますと、最低賃金は公益代表、労働者代表、使用者代表の各同数の委員会で構成される最低賃金審議会において、議論の上、都道府県労働局長が決定します。

具体的には、中央最低賃金審議会から示される引き上げ額の目安を参考にしながら、各都道府県の地方最低賃金審議会での地域の実情を踏まえた審議、答申を得た後、異議申出に関する手続を経て、都道府県労働局長により決定されるとなっております。

そして、まち・ひと・しごと創成法案の基本理念第2条には、以下のことが掲げられております。

国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備、地域の特性を生かした創業の促進、事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出。地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的・効果的な行政運営の確保を図る等、挙げられております。

つまり、地方創生を果たすためには、地域の実情に応じた政策が必要不可欠であり、地域の実情に応じた環境整備に力を注ぐべきである。それにより、雇用の環境の改善につながると考える。

よって、私は最低賃金を大幅引き上げ、全国一律の最低賃金制度を現状で行うことは、逆に地元企業の活動を鈍化させ、結果的に雇用環境が悪化すると考える。

以上のことから、本市の実情にそぐわない意見書を、本議会の意見として提出することに反対いたします。

以上で、反対討論を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（永野裕夫君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（永野裕夫君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第3号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第3号について、原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（永野裕夫君） 可否同数であります。

採決の結果、市議会議案第3号に対し、賛成反対が同数であります。したがって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が市議会議案第3号に対する可否を裁決いたします。

市議会議案第3号「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について」、議長は否決と裁決いたします。

よって、市議会議案第3号は否決されました。

日程第2、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、関係議員を派遣いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(永野裕夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、決定されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

(市長 泥谷光信君登壇)

○市長(泥谷光信君) どうもご苦労様でした。3月会議の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本3月会議には、111億9,500万円の一般会計当初予算案をはじめ、地方創生関連の補正予算などを提案したところでありますが、それぞれ可決、ご承認をいただき、まことにありがとうございました。

本会議を通じて、議員各位からご指摘をいただきました事項並びにご提言などにつきましては、今後、十分に生かしていきたいと考えておりますので、引き続き、今後ともよろしく願い申し上げます。

さて、私にとりまして、市長就任後、2回目の当初予算編成となりました。提案理由でも説明したとおり、5つの基本政策を中心に、市民の皆様とお約束した公約につきましては、予算を重点的に配分することで、公約を誠実に、着実に実行しているところでありますが、地方創生の取り組みなど、常に新しい事業、新しい課題、新たな目標を設定しながら、地域の活性化と市民生活の向上を目指し、全力を挙げて取り組んでまいります。ぜひ、議会、執行部が一丸となって、市民の知恵と力を結集し、ふるさと土佐清水市に自信と誇りを持ってふるさとづくりにまい進しようではありませんか。

議員各位のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

結びに当たり、一般質問の中でも議員の皆様からこの3月31日付をもって退職する幹部職員をはじめ、職員に対するねぎらいの言葉をいただいたところでありますが、本当に長い間、ご苦労様でした。これからの人生が幸多きものとなりますよう心からお祈りし、あわせて皆様

方のご健勝をご祈念申し上げまして、3月会議終了の挨拶といたします。どうもご苦勞様でした。ありがとうございました。（拍手）

○議長（永野裕夫君） これをもちまして、平成27年土佐清水市議会定例会3月会議を終了いたします。お疲れさまでございました。

午後 1時42分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員